

愛郷ぐんまプロジェクト第5弾～宿泊キャンペーン～

高崎市愛郷ぐんま協力券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、群馬県が実施する「愛郷ぐんまプロジェクト第5弾～宿泊キャンペーン～」(以下「愛郷ぐんま」という。)に協力し、宿泊施設だけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小売店等にも経済効果を波及させ、市内経済のさらなる活性化を図るため、愛郷ぐんまを利用した群馬県民に対して、臨時的な交付措置として実施する高崎市愛郷ぐんま協力券事業(以下「協力券事業」という。)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高崎市愛郷ぐんま協力券 前条の目的を達成するために、高崎市(以下「市」という。)によって発行及び交付される文書であって、市が別に定めるものをいう。
- (2) 宿泊事業者 愛郷ぐんまに登録した市内宿泊施設をいう。
- (3) 交付対象者 愛郷ぐんま実施期間中に高崎市内の登録宿泊施設で愛郷ぐんまを利用した宿泊者をいう。
- (4) 特定取引 高崎市愛郷ぐんま協力券(以下「協力券」という。)が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (5) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った協力券の換金を申し出ることができる事業者をいう。なお、特定事業者の種別については、高崎市子育て応援商品券の対象種別と同様にする。
- (6) 取次金融機関 特定事業者から換金の申出のあった協力券を市に取り次ぐ金融機関をいう。

(協力券の交付等)

第3条 市は、この要綱に定めるところにより、宿泊事業者に協力券を交付する。

- 2 協力券の交付期間は、令和4年5月9日宿泊分から令和4年9月30日宿泊分までの間とする。ただし、愛郷ぐんまの実施期間が変更された場合、この限りではない。

- 3 協力券の交付額は、交付対象者に1人1泊につき2,000円分の協力券を交付する。ただし、連泊の場合、3連泊を上限とする。
- 4 協力券の1枚あたりの額面は、1,000円とする。
- 5 協力券は、原則、市が宿泊事業者に持参する。
- 6 市は、災害等の被害による場合を除き、協力券を一切再発行しないものとする。

(協力券の使用範囲等)

第4条 協力券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 協力券の使用期間は、令和4年5月9日から令和4年10月2日までの間とする。ただし、愛郷ぐんまの実施期間が変更された場合、この限りではない。
- 3 協力券の使用期限は、発行日から3日間とする(発行日を含む)。
- 4 特定取引に使用された協力券の券面金額に満たない特定取引については、その未済額は支払わないものとする。
- 5 協力券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。
- 6 協力券は、原則として愛郷ぐんまを利用した者に限り使用することができる。
- 7 協力券は、次の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 宿泊料金

(2) 不動産及び金融商品

(3) タバコ

(4) 有価証券及び商品券、ビール券、図書券、旅行券、切手、切符、印紙、プリペイドカード等の換金性の高い商品

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(6) 公租公課又は電気、ガス、水道料金等の公共料金等の国及び地方公共団体等への支払

(7) 現金との換金及び金融機関への預入れ

(8) 医療保険、介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。)

(9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(宿泊事業者の責務)

第5条 宿泊事業者は、愛郷ぐんまの利用者に対して、協力券の交付をしなければならない。

2 協力券の交付に際し、宿泊事業者は協力券に発行日及び施設名を明記するものとする。

(特定事業者の証明等)

第6条 市は、別に定める取扱要領に基づく手順をした者を特定事業者とし、当該特定事業者が取扱店証明証を交付する。

(特定事業者の責務)

第7条 特定事業者は、特定取引において協力券の受取りを拒んではならないこと、協力券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築することその他の前条の取扱要領に定める事項を遵守しなければならない。

2 市は、特定事業者が前条の取扱要領に反する行為を行ったときは、協力券の換金を行わないことができる。

(取次金融機関の登録)

第8条 市は、別に定める委託契約を締結した金融機関を取次金融機関として登録する。

(協力券の換金手続)

第9条 市は、特定取引において協力券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、取次金融機関に、令和4年10月2日までの特定取引において受け取った協力券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出るものとする。

3 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法による。

4 特定事業者は、取次金融機関に対し、令和4年10月14日までの間に協力券の換金を申し出なければならない。

(協力券事業に関する周知等)

第10条 市は、協力券事業の実施に当たり、交付対象者の要件、交付の方法、協力券使用期間等の協力券事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和 4 年 7 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。